

○三島市自主防災組織等の防災事業費補助金交付要綱

平成15年6月9日

制定

(趣旨)

第1条 市長は、大規模地震その他の災害に備え、地域における自主防災組織等の活動を支援するため、防災事業を実施する自主防災組織、連合組織及び福祉避難所の所有者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三島市補助金等交付規則(昭和54年三島市規則第8号)及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 地域の自主防災活動を行うための組織で、市長が認めたものをいう。
- (2) 連合組織 複数の自主防災組織から構成される連合体で、市長が認めたものをいう。
- (3) 福祉避難所 市との協定により、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第15号に規定する要配慮者の二次的避難所となることとなっている施設をいう。
- (4) 防災事業 次に掲げるものをいう。
 - ア 別表第1に定める資機材の購入又は修繕(以下「資機材購入等」という。)
 - イ 防災訓練(自主防災組織又は連合組織が実施するものに限る。以下同じ。)
 - ウ 研修及び視察(防災に関するものであって自主防災組織又は連合組織が実施するものに限る。以下「研修等」という。)

(補助の対象等)

第3条 補助の対象は、防災事業の実施に要する経費とする。

2 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助率及び補助限度額は、別表第2に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織、連合組織及び福祉避難所の所有者は、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第1号)
- (2) 収支予算書(様式第2号)
- (3) 防災倉庫の設置にあつては、当該防災倉庫に係る土地の所有者の承諾書
- (4) 見積書その他の補助対象経費の明細がわかる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第5条 市長は、補助金の交付を決定する際に、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の内容の変更(軽微なものを除く。)をしようとする場合

イ 補助対象経費の額の変更(補助金の額に増額又は20パーセントを超える減額が生じるものに限る。)をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(変更承認等の申請)

第6条 補助金の交付の決定を受けた自主防災組織、連合組織及び福祉避難所の所有者(以下「補助事業者」という。)は、前条第1号に規定する承認を受けようとするときは、あらかじめ、防災事業費補助金変更等承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに、補助事業完了報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書(様式第4号)

(2) 収支決算書(様式第5号)

(3) 補助事業を実施したことが確認できる写真

(4) 領収書の写しその他の補助対象経費の明細がわかる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行し、平成15年度分の補助金から適用する。

附 則(平成20年3月27日制定)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成22年2月5日制定)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日制定)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(平成27年3月27日制定)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(平成28年3月25日制定)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(平成29年4月13日制定)

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(令和2年3月27日制定)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

区分	品目
情報伝達用資機材	メガホン、電池メガホン、マイクセット、簡易無線機、トランジスタラジオ
初期消火用資機材	消火器、消火器格納箱、バケツ、砂袋、スタンドパイプ、消火ホース、ハンドル、マンホールキー、C級可搬ポンプ一式
障害物除去用資機材	ボール、丸太、角材、折畳梯子、脚立、のこぎり、掛矢、斧、スコップ、つるはし、鍬、もっこ、石み、なた、ペンチ、鉄線はさみ、大ハンマー、片手ハンマー、一輪車、ロープ、ゴムボート、リヤカー、ジャッキ、チェーンソー、エンジンカッター、コンクリート破碎機、ウィンチ、チェーンブロック

救護用資機材	担架、車椅子、おんぶひも、応急手当用品、簡易ベッド、三角巾・さらし
避難用資機材	強力ライト、標旗、腕章、識別用被服、ライフジャケット、ロープ、階段避難車
避難生活用資機材	発動発電機、ポータブル電源、コードリール、投光機、照明スタンド、かまど、釜、鍋、やかん、移動式炊飯機、ポリ容器、非常用給水袋、受水槽、ろ水機、ビニールシート、仮設トイレ、マンホールトイレ、非常用排便収納袋、防災用毛布、間仕切、汚物処理用品、備蓄用食料、備蓄用飲料水
その他資機材	テント、防災用倉庫、備蓄燃料用スチールタンク、固形燃料、ヘルメット、工具セット、工具箱、リヤカー、避難場所に関する看板、AED、防災マップ、その他市長が特に必要と認めた防災資機材等

備考

- 1 福祉避難所に係る補助の対象は、救護用資機材、避難生活用資機材及びその他資機材に限る。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これら以外の区分についても補助の対象とすることができる。
- 2 備蓄用食料、備蓄用飲料水及び固形燃料は、保存期間が5年以上のものに限る。

別表第2(第3条関係)

項目	補助対象経費	補助率	補助限度額
資機材購入等	資機材購入等に要する経費	2/3以内	(1) 自主防災組織への補助限度額は、1自主防災組織当たり1年度につき、200円×世帯数+10万円(1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。)とする。 ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に定める額を加算する。 ア C級可搬ポンプ一式の購入に要する経費を申請する場合 1式につき40万円
防災訓練	米、消火器又は消火器詰替用薬剤の購入に要する経費	3/3以内	
研修等	研修等に要する経費のうち、市長が適当と認めるもの	1/2以内	

			<p>イ ろ水機の購入に要する経費を申請する場合 1台につき20万円</p> <p>ウ 防災用倉庫の購入に要する経費を申請する場合 1棟につき20万円</p> <p>(2) 連合組織への補助限度額は、1連合組織当たり1年度につき、5万円とする。</p> <p>(3) 福祉避難所の所有者への補助限度額は、1福祉避難所当たり1年度につき、10万円とする。</p> <p>(4) 研修等に係る補助限度額は、1自主防災組織又は1連合組織当たり1年度につき、5万円とする。</p>
--	--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考

- 1 資機材の購入に要する経費については、当該資機材の設置に要する経費を含むものとする。
- 2 資機材の修繕に要する経費については、1資機材当たり1万円以上のものを補助対象経費とするものとする。
- 3 防災訓練の補助対象経費を計算するときは、市長が別に定める単価により当該経費を計算するものとする。
- 4 防災訓練で使用する消火器の購入に要する経費については、補助金の交付申請をする会計年度内に、当該消火器について、消防用設備等の点検要領の全部改正について(平成14年6月11日付け消防予第172号消防庁予防課長通知)に規定する消火器の外形並びに内部及び機能に関する点検により異常が認められ、又は消火器の耐圧性能に関する点検が必要となる場合であって、市長が適当と認めたときに限り、補助対象経費に含めることができるものとする。
- 5 補助金の額について、項目ごとの額に1円未満の端数があるとき、及びその合計額に1,000円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てるものとする。

- 6 補助限度額の算定の基礎となる世帯数は、当該年度の4月1日現在に自主防災組織を構成する世帯数とする。ただし、年度途中で設立の届出をした自主防災組織については、当該届出をした日における当該自主防災組織を構成する世帯数とする。

様式第1号(第4条関係)

事業計画書

1 組織名

2 組織の概要

3 事業の目的

4 事業の計画

(1) 資機材購入等

区 分	品 名	規 格	数 量	単 価	金 額 (税込み)
購入・修繕				円	円
購入・修繕					
購入・修繕					
購入・修繕					
購入・修繕					
購入・修繕					
購入・修繕					
購入・修繕					
購入・修繕					
購入・修繕					
合 計					
備 考					

(2) 防災訓練

実施日	参加人員	実施場所	実施内容		
月 日	人				
品 名		規 格	数 量	単 価	金 額 (税込み)
				円	円
合 計					
備 考					

(注) 消火器又は消火器詰替用薬剤の購入をする場合にあつては、当該消火器の製造年及び薬剤の詰替え期限を明示した台帳を添付すること。

(3) 研修等

実施日	参加人員	実施場所	実施内容		
月 日	人				
項 目			数 量	単 価	金 額 (税込み)
				円	円
合 計					
備 考					

様式第2号(第4条関係)

収 支 予 算 書

1 収 入

(単位：円)

項 目	予 算 額	備 考
今回の補助金額		
自己負担額		
そ の 他		
合 計		

2 支 出

(単位：円)

項 目	予 算 額 (うち補助対象経費)	補助率	補 助 対 象 額
資機材購入等	()		
防 災 訓 練	()		
研 修 等	()		
合 計	()		D

(注) 「補助対象額」について、項目ごとの額に1円未満の端数があるとき、及びその合計額に1,000円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てること。

3 市補助金額

(単位：円)

第3条に基づく 年間の補助限度額 A	別に申請済みの 補助金額の合計額 B	本申請における 補 助 限 度 額 C(A-B)	今 回 の 補 助 金 額

(注) 「今回の補助金額」については、C又はDのいずれか低い額を記入すること。

様式第3号(第6条関係)

防災事業費補助金変更等承認申請書

年 月 日

三島市長 あて

組 織 名

代表者住所

代表者氏名



電 話 番 号

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた自主防災組織等の
防災事業費補助金について、次のとおりその内容を変更したいので、関係書類を添えて申請しま
す。

1 補助申請額	()円 円			
2 変更又は中止の理由				
3 内 訳	施行箇所等			
	計画の概要	別紙 事業計画書・収支予算書・見積書の写し その他() のとおり		
4 事業の経費	総 額	市補助金等	自己負担	その他
	()円	()円	()円	()円
5 交付要望期日	(年 月 日) 年 月 日			
6 事業着手予定	(年 月 日) 年 月 日			
7 事業完了予定	(年 月 日) 年 月 日			

(注) 「1 補助申請額」欄、「4 事業の経費」欄、「5 交付要望期日」欄、「6 事業着手予定」欄及び「7 事業完了予定」欄のかっこ内には、変更前の金額等を記入すること。

様式第4号(第7条関係)

事業実績書

1 組織名

2 組織の概要

3 事業の効果

4 事業の内容

(1) 資機材購入等

区分	品名	規格	数量	単価	金額 (税込み)
購入・修繕				円	円
購入・修繕					
購入・修繕					
購入・修繕					
購入・修繕					
購入・修繕					
購入・修繕					
購入・修繕					
購入・修繕					
購入・修繕					
合 計					
備 考					

(2) 防災訓練

実施日	参加人員	実施場所	実施内容		
月 日	人				
品名		規格	数量	単価	金額 (税込み)
				円	円
合 計					
備 考					

(3) 研修等

実施日	参加人員	実施場所	実施内容		
月	人				
項 目			数量	単 価	金 額 (税込み)
				円	円
合 計					
備 考					

様式第5号(第7条関係)

収 支 決 算 書

1 収 入

(単位：円)

項 目	決 算 額	備 考
今回の補助金額		
自己負担額		
そ の 他		
合 計		

2 支 出

(単位：円)

項 目	決 算 額 (うち補助対象経費)	補助率	補 助 対 象 額
資機材購入等	()		
防 災 訓 練	()		
研 修 等	()		
合 計	()		D

(注) 「補助対象額」について、項目ごとの額に1円未満の端数があるとき、及びその合計額に1,000円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てること。

3 市補助金額

(単位：円)

第3条に基づく 年間の補助限度額 A	別に申請済みの 補助金額の合計額 B	本申請における 補 助 限 度 額 C(A-B)	今 回 の 補 助 金 額

(注) 「今回の補助金額」については、C又はDのいずれか低い額を記入すること。

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号(第7条関係)

様式第5号(第7条関係)